

令和2年6月定例会月議会提出条例のあらまし

- 議案第75号 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 特定地域型保育事業者による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができる要件として、当該提供に係る必要な措置が市長により講じられている場合を追加します。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第76号 大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができる要件として、当該提供に係る必要な措置が市長により講じられている場合を追加します。
 - (2) 居宅訪問型保育事業者が提供をする保育に、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応を追加します。
 - (3) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第77号 大東市附属機関条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 市長の附属機関として、大東市都市計画に関する基本方針策定市民会議を設置します。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第78号 大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が改正され、放課後児童支援員がその資格の認定を受けるに当たり修了すべき研修を都道府県知事及び指定都市の長に加え、中核市の長が行うこととされたことに伴い、本条例についても同趣旨の改正を行います。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第80号 大東市基金条例の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市新型コロナウイルス感染症対策基金を設置します。
- (2) この条例は、公布の日から施行します。